

令和 8 年度事業計画書

事務局（法人本部）事業計画

1 基本方針

法人経営の健全化に向けて、支出予算の適正な執行を図るとともに、法人内のガバナンス及びコンプライアンスを確立するために、事務局機能を強化して、各所属の事務を事務局に集中し、一元的な管理を目指す。また、法人の将来展望についても、中長期的な事業戦略を担う機能を組織的に確立していく。

2 組織構成（規模）

事務局機能の強化を目的に事務局内に係を設置し、係長を配置するとともに、事務職員を増員する。また、地域交流館を事務局の係に位置付け、事務局次長が施設管理を含めた事務局全体を統括する。

事務局次長	管 理 係	係長 1、管理係主査 2、主任 2、係員
	高田馬場地域交流館	館長 1、副館長 1、運営職員 1
	下落合地域交流館	館長 1、副館長 1、運営職員 1

3 今年度の目標と取組

令和 7 年度は、職員の離職防止及び定着の促進に向け、採用活動を強化するとともに、新規採用者初任基本給の見直し並びに前歴換算割合の改定等の取組みをはじめとする職員の処遇改善を推進してきた。その結果すべての所属の不足分を完全に補うには至っていないが、一定程度の採用者を確保することができ、また前年度までの離職率も減少することができた。

令和 8 年度は法人全体のコンプライアンスやガバナンスを更に強化し、質の高い利用者サービスの提供ができるよう事務局（法人本部）が司令塔となり組織強化に努めていく。

(1) 法人全体のガバナンスを強化

ア 事務局体制強化

法人全体のガバナンス強化のため、事務局（本部）組織機能を拡充させる。体制については、事務局内に係を設置し、係長を配置するとともに、事務職員を増員する。また、地域交流館を事務局の係に位置付け、事務局次長が施設管理を含めた事務局全体を統括する。

様式等事務局が主導し、共通の事務手順や様式等を定める。

イ 利用者サービス向上のためのシステム活用による業務改善

新たな基幹業務統合システムの導入を機に、勤怠や人事・労務管理、財務会計など事業団全体の業務基盤を整備し、統一された業務プロセスのもとでルールの標準化を進め、複雑化した情報の流れを可視化して、組織内の情報の共有化や業務の効率化につなげる。これらは業務の効率化や円滑な情報共有を進め、利用者サービスの向上に寄与することが可能となる。

また、各業務のマニュアル化を進め、事務局職員それぞれの業務分担を見直すことにより業務の属人化を防ぐとともに、内部管理体制の強化を進める。

(2) 第四次経営改革計画の策定

事業団が将来にわたり安定的な経営体制が維持できるよう、第四次経営改革計画（令和 9 年度～令和 11 年度）の策定に向けて「経営改革計画策定委員会」における検討を進める。

なお、上記に先駆け、令和 8 年度から各所属に管理職を補佐する「副所長・副施設長」を指導職 1 級として配置し、人事管理体制の強化を図る。

(3) 法令遵守の強化

関係法令や都、区からの指導等を踏まえ、事業団の組織及び規程等の適正化を図り、法令遵守（コンプライアンス）の法人運営を徹底する。

法的な対応、財務会計、労務管理等専門的な知識を要する業務について、必要な指導、助言を受け、業務の効率化及びコンプライアンスの強化、並びに職員が安心して働ける環境整備を目的として、弁護士、公認会計士、社会保険労務士との顧問契約を継続する。さらに、法人研修等を通じ、より一層法令遵守の重要性の認識を職員一人ひとりに浸透させていく。

(4) 個人情報保護管理体制の強化

個人情報保護規程や関係法令を遵守し、利用者の個人情報保護の徹底を図る。また、個人情報保護の管理について、「プライバシーマーク」の取得に向けた準備を進め、適切な個人情報保護管理体制の構築や運用を図る。

(5) 適切な労働環境を整備

令和 8 年度は、百人町高齢者在宅サービスセンター及びかしわヴィレッジ並びに高田馬場地域交流館が新宿区労働環境モニタリングの対象予定となることから、事前の準備を十分に整えて、指摘事項ゼロを目指す。

(6) 指定管理業務等の適切な執行と展望

事業団が新宿区から指定を受ける指定管理業務について、基本協定、年度協定等を踏まえ、新宿区所管課と連絡・調整の上、指定管理業務の適切な執行に努める。

また、新宿区から委託を受けて実施する地域支え合い支援事業等についても、適切な事業執行に努める。

新宿区が今年度実施する指定管理者の公募については、これまで事業団が蓄積してきた技能や経験等に基づく提案書を作成して、積極的に応募する。

(7) 人材の確保・定着、育成

求人受付 NAVI 他各種媒体の活用また、高校や大学等の学校訪問を積極的に行うなど新

卒採用に重点を置いた採用活動を進め、将来の事業団を担う、意欲ある人材の確保に努める。また、令和8年度「入職奨励金制度」の創設や「資格取得支援制度」を充実させ、人材定着につなげていく。

人材育成については、研修基本計画に基づき令和8年度研修実施計画を作成し、本部研修の充実を図る。メンタルヘルスセミナー等の一般研修のほか、管理職・指導職の体制強化のための研修を引き続き実施するとともに、新任職員のフォローアップ研修や中堅職員向けの研修を実施するなど、職層ごとの研修に力を入れる。

更に、子育て・介護等と仕事が両立できる職場環境の整備につながる取組みを推進する。

4 業務内容

法人本部に関する事務及び、法人内の施設の管理、会計経理、職員人事・給与などの事務を行うとともに、各施設間の連絡調整を行い、円滑かつ効率的な事業団運営を推進する。

主な業務は、次のとおり。

- ① 理事会・評議員会の開催及び運営に関すること
- ② 経営会議・施設長会の開催及び運営に関すること
- ③ 予算・決算・経理に関すること職員の人事・給与に関すること
- ④ 職員の研修・福利厚生に関すること
- ⑤ 介護保険制度に関わる手続きに関すること
- ⑦ 利用者負担金の振替事務に関すること
- ⑧ 災害対策の総括及び調整等に関すること
- ⑨ 経営改革に関すること
- ⑩ その他庶務事務等に関すること

北新宿特別養護老人ホーム事業計画

1 基本方針

特別養護老人ホームでは、利用者一人ひとりの尊厳を守り、その能力に応じた日常生活の支援を行うとともに、意思と人格を尊重し、地域や家庭との結びつきを大切にしながら、安心して暮らせる生活環境を提供する。短期入所（ショートステイ）においては、利用者の心身機能の維持と家族の身体的・精神的な負担軽減を重視し、質の高いサービス提供に努める。

2 事業規模

- | | |
|-------------------------|-----------|
| (1) 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設） | 入所定員：86 名 |
| (2) 短期入所生活介護事業（ショートステイ） | 利用定員：4 名 |

3 今年度の目標と取組

(1) 施設PRの推進

令和7年度にリニューアルしたホームページを活用し、施設利用を検討している家庭に向けて、行事・レクリエーション・日常の様子を定期的に発信する。また、月1回以上の更新を目標に、写真や動画を活用して施設生活の「見える化」を進めることで、新規申込の獲得につなげる。

(2) 稼働率の向上

ア 特別養護老人ホーム

入所判定済の待機者を3名程度確保し、退所発生時の迅速な入所調整を行う。また、入所までの平均日数（30日）の短縮を図り、入所プロセスの効率化を進め、対前年度1%増の稼働率を目指す。

イ 短期入所

居宅介護支援事業所・デイサービス等への周知活動を強化し、新規利用者の獲得を図る。また、特養の空床を積極的に活用し、利用しやすいショートステイ運営を行い、対前年度1%増の稼働率を目指す。

(3) 収支の改善

稼働率向上と加算算定の確実な実施により収入を確保するとともに、契約内容の見直しや競争入札、事務改善の取組等により支出経費の削減を図り、健全な運営を維持する。

(4) 地域連携によるサービスの充実

近隣団体・教会・ボランティアによるコンサートや傾聴活動を拡充し、生活の質向上を図る。また、防災訓練や町会活動にも積極的に参加し、地域との協働を深める。

(5) 感染症予防の徹底

感染症対策委員会を中心とした研修・訓練・対策の計画的な実施や、地域の感染状況に応じた適切な入所・面会制限とともに、BCPの見直しと訓練を継続することで、感染症の予防を徹底する。

(6) 新たな人材の確保

福祉系学校の実習生受け入れを積極的に行うとともに、実習後のアンケートや採用説明会の実施により、採用への導線を強化し、新卒者の採用につなげる。

(7) ICT活用による業務支援

令和8年度導入予定の見守りシステムを活用し、夜間の安全確保と職員の負担軽減を図る。また、音声入力介護記録システムへの更新により、記録時間の削減と情報共有の効率化を進める。

4 事業内容

(1) 特別養護老人ホーム

① 生活援助

食事・入浴・排せつ・口腔ケアなど、日常生活全般を支援し、利用者が「その人らしく」生活できるよう援助する。また、シーティング支援を含め、個々の状態に応じた生活環境を整える。

② 行事・クラブ活動

- ・季節行事（お花見、七夕、夏祭り、敬老会、クリスマス、正月、節分など）や誕生会、生花クラブ、外出行事を実施する。
- ・ボランティアによるレクリエーション（ネイル、手工芸、園芸、阿波踊り鑑賞など）を取り入れ、生活の楽しみと活性化を図る。

③ 医療・看護

- ・嘱託医・協力医療機関と連携し、健康状態の把握・記録・共有を行う。
- ・食事・排泄・睡眠などの生活状況を踏まえた個別支援を実施する。
- ・疾病の早期発見・慢性疾患の悪化予防に努め、必要に応じて通院・入院に対応する。
- ・服薬管理を適切に行い、他職種と情報共有する。

(2) 短期入所生活介護事業（ショートステイ）

① 質の向上

- ・利用者本位で提案しやすい施設を目指して、余暇活動や送迎の充実、特養空床利用とともに、毎月、利用者ごとにモニタリングを行い、課題を抽出し、ショートステイ委員会でより良いサービスを検討する。

② 家庭への情報提供

- ・在宅と施設の環境差を踏まえ、快適に過ごせる環境を提供するとともに、利用終了時には、健康状態など利用中の様子を家族へ伝え、在宅生活に役立つ情報を提供する。

③ 稼働率の向上

- ・なじみの関係を築き、安心して利用でき、また来たいと思える支援を行うとともに、居宅介護支援事業所や他施設との連携を強化し、新規利用者を増やし稼働率向上に努める。

5 年間運営計画

(1) 委員会活動等（短期入所含む。）

業務を円滑・適切に進めるため各種委員会を開催し、必要な研修・訓練を実施して職員の意識改革・サービスの質向上・情報共有を図る。

会議・委員会	開催日	活動内容
部署連絡会	毎月第3水曜	施設全体で取り組むべき各部署共通の課題の対策検討
ケアカンファレンス	毎月第2水曜・3水曜	多職種が協議し、利用者を中心とした施設サービス計画を作成し、定期的に評価・見直しを行う。
リスクマネジメント委員会	毎月第2土曜	事故防止と再発防止策を検討し、事故・ヒヤリハット報告書を管理する。職員研修は年2回実施する。
感染症対策委員会	四半期毎第2水曜	感染症対策指針に基づき協議・実行し、職員研修・訓練を年2回実施する。
身体拘束適正化委員会	四半期毎第2土曜	身体拘束が緊急やむを得ない場合の検討を行い、適正化を図る。身体拘束に関する記録整備と職員研修も年2回実施する。
虐待防止委員会	四半期毎第2土曜	虐待防止・早期発見と再発防止策を検討し、職員研修を年2回実施する。
生産性向上委員会	四半期毎	業務改善を職場全体で進め、創出した時間を直接介護に充てて利用者との関わりを増やし、サービスの質向上を図る。
食事・口腔ケア委員会	毎月第4金曜	栄養ケア・マネジメントや口腔ケア、個別食事形態、経口摂取維持について検討する。

ショートステイ 委員会	毎月第3木曜	サービス向上や環境整備、個別モニタリング、衣類整理、各部署との調整などを行う。
防災委員会	毎月第2水曜	消防計画の作成、各種訓練（消防・防災・BCP 年2回・福祉避難所）を実施し、防災備品・非常食備蓄や大規模災害対応を検討する。
衛生委員会	毎月第2水曜	労働安全衛生法に基づき、職員の安全・衛生に関する協議を行い、職場環境の分析・対策、過重労働対策、メンタルヘルス等に取り組む。
看取り介護検討 委員会	毎月第3水曜	看取り介護の振り返りや対応方針の決定を行い、職員研修を実施する。
サービス向上検討 委員会	毎月最終土曜	排泄・入浴・環境整備・接遇など、入所者サービス向上につながる取組を検討する。
褥瘡予防委員会	毎月第2水曜	入所者の皮膚状態を把握し予防策を検討、褥瘡発生時は経過報告と評価を行う。
入所判定委員会	随時	入所希望者の入所可否を判定し、多職種で入所後の対応を協議・検討する。
食事連絡会	概ね隔月曜	委託業者と連携を強化し、給食の提供方法や内容を現場の実態に基づいて検討する。

6 人材育成・研修

・専門性の向上

喀痰吸引、エンゼルケア、認知症ケア等の専門研修を計画的に実施し、職員の専門性向上を図る。

・サービスの質の向上

外部研修の積極的な参加により視野を広げ、サービスの質向上につなげる。

・ケアの徹底

虐待防止・身体拘束適正化研修を通じ、利用者の尊厳を守るケアを徹底する。

7 個人情報保護

個人情報保護規程及び関係法令を遵守し、利用者の個人情報の徹底を図るとともに、プライバシーに配慮したサービス提供を実施する。

高齢者在宅サービスセンター事業計画

1 基本方針

高齢者在宅サービスセンターでは、利用者の個々の特徴を踏まえ、プログラム等の提供による心身機能及び生活機能の維持、向上と、引きこもりがちな高齢者の社会的孤立感の解消及び家族の介護負担の軽減を図るとともに、必要な日常生活上の介助及び機能訓練、その他必要な援助を行うことで、重度の要介護者や認知症高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるように支える。

2 事業規模

(1) 事業実施施設

① 北新宿高齢者在宅サービスセンター

- ・一般通所介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業 定員：40名
- ・認知症対応型通所介護事業 定員：12名

② 若葉高齢者在宅サービスセンター

- ・一般通所介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業 定員：40名
- ・認知症対応型通所介護事業 定員：11名

③ 中落合高齢者在宅サービスセンター

- ・一般通所介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業 定員：30名
- ・新宿区介護予防教室事業 定員：14名

④ 新宿区立百人町高齢者在宅サービスセンター

- ・一般通所介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業 定員：40名
- ・認知症対応型通所介護事業 定員：12名

⑤ 細工町高齢者在宅サービスセンター

- ・一般通所介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業 定員：35名
- ・新宿区介護予防教室事業 定員：7名×2コース（火・木）

(2) 開所日及び開所時間

- ① 開所日：月～土曜日（日曜日と年末年始（12月30日～1月3日）を除く）
- ② 開所時間：午前8時30分～午後5時30分（若葉は午前9時から）

3 今年度の目標と取組

(1) 各所共通

① 人権尊重、権利擁護の意識向上

法人内外の研修への積極的な参加とともに、各サービスセンターにおける虐待

防止委員会や研修等の定期的な開催により、職員の人権尊重、権利擁護に対する意識を高めていく。

② 信頼される施設づくり

利用者、家族との信頼関係の構築とともに、相談員だけでなく、職員一人ひとりが積極的に地域との交流に関わり、連携を深めることで、区民や地域の方々からより一層信頼られる施設づくりを目指していく

③ サービスの質の向上

施設で提供するサービスに対して、利用者や家族、ケアマネを対象にアンケートを実施し、課題の把握に努めるとともに、その後のサービス提供等に活かしていく。また、5施設合同の職員研修を継続して開催するとともに、東京都社会福祉協議会や新宿区ケアカレッジ等の法人外研修を活用することで、職員の専門性の向上とデイサービス全体のレベルアップを図っていく。

④ 人材の育成・確保

人材確保のため、日常の記録や報告様式等において、ICTを活用することで業務の効率化と職員の負担軽減を促進し、働きやすい職場環境づくりに努めていく。また、法人への理解を深める研修の開催や各施設のOJTの仕組みを統一することで、在籍施設に囚われない、法人職員としての共通意識の醸成を図る。

⑤ 関係機関との連携強化

高齢者総合相談センターや社会福祉協議会、居宅介護支援事業所等の関係機関との連携を強化し、地域ニーズの把握に努め、介護保険制度に留まらない課題に対しても協力できることを共に考え貢献していく。

(2) 各施設

① 北新宿高齢者在宅サービスセンター

・利用者数と事業収益

一般通所介護事業 …………… 1日平均 28.5名

介護予防・日常生活支援総合事業 … 1日平均 2名

認知症対応型通所介護事業 …………… 1日平均 5.5名

介護保険事業収入 132,419千円

・地域の身近な施設作り

地域の活動ボランティアを活動プログラム、余暇時間等の事業活動の中で受入れを行う他、認知症サポーター養成講座終了者、基礎看護実習生、教員免許取得に伴う介護体験学生等の施設実習生の受入等も引き続き行い、地域の身近な施設として地域の福祉や医療の人材育成への一役を担っていく。

・収益の確保、改善

施設サービスの基盤となる入浴サービス、送迎サービス等の業務の見直しを

行い、持続的な利用者確保の基盤を作り、新規利用者の獲得、既存の利用者のサービス増回等、施設利用者数を増やす。

- ・地域との連携

地域の居宅介護支援事業所や高齢者総合相談センター等の関係機関へ、広報誌による情報発信、関係機関が開催する諸会議への参加、施設の活動や特色等を広く発信。また施設で行うイベントへの招待を行い、施設への理解や認知度を高めていく。地域の施設で行われるイベントや諸会議への参加等、地域の施設の一員として地域の事業への協力に務め地域と連携を深める。

② 若葉高齢者在宅サービスセンター

- ・利用者数と事業収益

一般通所介護事業	……………	1 日平均	32 名
介護予防・日常生活支援総合事業	…	1 日平均	2 名
認知症対応型通所介護事業	……………	1 日平均	5 名
介護保険事業収入		<u>144,905 千円</u>	

- ・ニーズに応える体制作り

利用者、家族、ケアマネジャーとの日頃のやり取りやアンケートから情報収集を行い、求められる支援に応えるために、会議や研修を重ねながら職員の意識付けや体制強化を続けていく。

- ・収益の確保、改善

持続的な収益を確保し、職員の安定した雇用体制と生活を守る。利用者、家族、地域のニーズに対し迅速に的確かつ柔軟な対応に努め、新規利用者の獲得に繋げていく。

- ・地域との交流・連携

近隣の保育園やボランティアとの交流、小、中学校や看護学生の実習等の受け入れ、町会等との連携を通じて、活動内容や地域における施設の役割や意義等を積極的に発信し、より地域に開かれた施設作りを目指す。

③ 中落合高齢者在宅サービスセンター

- ・利用者数と事業収益

一般通所介護事業	……………	1 日平均	23 名
介護予防・日常生活支援総合事業	…	1 日平均	1 名
介護保険事業収入		<u>88,206 千円</u>	

- ・身体機能の維持・向上を目的とした活動の構築

モットーの【「こころ」「からだ」を元気に】をより具現化できるように、楽しみながら行えるレクリエーション要素のある運動を取り入れ、身体機能の維

持向上を目指す。

- ・生産性向上に向けた取り組み

ムリ・ムダ・ムラの洗い出しに見直しや、業務の標準化による個人に負担の掛からない労働環境をつくり、残業時間の削減、計画的な有給休暇取得の促進など、職員のライフワークバランスを重視した職場環境を作っていく。

④ 新宿区立百人町高齢者在宅サービスセンター

- ・利用者数と事業収益

一般通所介護事業 …………… 1 日平均 32 名

介護予防・日常生活支援総合事業 … 1 日平均 2 名

認知症対応型通所介護事業 …………… 1 日平均 6 名

介護保険事業収入 142,559 千円

- ・職員の安定した雇用。

職員の離職を防ぐ為に、働きやすい職場環境を作る。各々の思い、意見が反映出来、やりがいを感じながら、利用者との関りを持てる施設作りを行う。

- ・地域に根差したセンター作り

地域住民にとっての活躍の場として、ボランティア協力員の受け入れを継続して行う。センターが地域の中にある資源として、区民の方々が安心して通所出来、また介護に関する相談等が気軽に出来る環境作りを行う。

- ・収益の向上

各職員の技術の向上や安定した雇用を実践し、利用者の受け入れを行う。また、地域の居宅事業所との信頼関係を構築し、選ばれる施設を作る。家族が安心して、送り出し、利用者が楽しみの場として通所出来る場を提供していく。

⑤ 細工町高齢者在宅サービスセンター

- ・利用者数と事業収益

一般通所介護事業 …………… 1 日平均 23.5 名

介護予防・日常生活支援総合事業 … 1 日平均 1.5 名

介護保険事業収入 86,502 千円

- ・積極的な利用者の受入れ

引続き、各職種の役割と専門性を活かし、居宅介護支援事業所や主治医との連携を密にし、より介護サービスを必要な方、介護ニーズの高い利用者の受入れを積極的に行っていく。特に入浴サービスへ力を入れていく。

- ・機能訓練の充実

より良い在宅生活を送れるよう、理学療法士による身体機能および生活機能の向上を目的とした個別訓練を継続していく。また利用者のフレイル予防のため

め、理学療法士作成した体操メニューで機能訓練を充実していく。

- ・ 専門的サービスの提供

利用者の自立支援に向け、的確な判断力と深い洞察力を養い、一人一人に合ったサービスの提供に努めていく。そのために職員各自が専門的知識・技術の研鑽に励んでいける体制作りを構築していく。

4 事業内容

(1) 一般通所介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業

① 在宅介護に関する相談・助言

施設利用の相談・受付窓口となる生活相談員を配置し、在宅生活・介護等の相談を行うとともに、関係機関との連携を図り、利用者の在宅生活を支援していく。

② アクティビティー（趣味・いきがい活動）

利用者の状態に合わせて参加できるゲームやカレンダー作り等、集団的に行うレクリエーションプログラムや脳トレーニング及び外部の講師を招いての書道、和紙工芸、音楽療法等のプログラムを提供するなど、種類豊富で飽きのこないサービス提供に努める。

③ 機能訓練（リハビリ）

ラジオ体操や職員の下で行う体操のほか、看護師、理学療法士等による個別機能訓練を行うことで、利用者の身体機能の維持・向上を図る。

④ 送迎サービス

安全に来所・帰宅していただけるように、利用者の身体状況に合わせた送迎車両を運行する。

⑤ 食事サービス

季節感があり栄養面にも配慮した食事を提供する。また、刻み食、代替食など利用者の摂食状況に応じた個別対応も行うほか、行事や誕生会の際は、特別食を提供する。

⑥ 入浴サービス

プライバシーに配慮しつつ、身体状況に合わせた入浴サービスを提供する。

⑦ 健康管理

看護師を配置し、健康管理や健康に関する相談を行う。

(2) 認知症対応型通所介護事業（北新宿・若葉・百人町）

認知症に特化したプログラムの提供や専門的なコミュニケーションをすることで利用者の精神的・身体的な能力の機能維持・向上を図り、その人らしく過ごせるように支援していく。また、地域との交流も大切にしながら、自宅に閉じこもらず社会と交流する場としての役割を果たしていく。

(3) 新宿区介護予防教室事業（中落合・細工町）

区内在住で65歳以上の高齢者を対象とした介護予防教室「シニアスポーツチャレンジ教室」を新宿区より受託し、腰痛予防・膝痛予防・バランス機能向上プログラム等、介護予防の支援となる筋力バランストレーニングを実施する。

(4) 年間行事計

①北新宿高齢者在宅サービスセンター

7月	納涼祭	12月	忘年会
9月	敬老会	1月	新年会
10月	運動会	2月	節分会

毎月、誕生月者の誕生会を実施。

②若葉高齢者在宅サービスセンター

4月	お花見ドライブ	11月	遠足
5月	運動会	12月	忘年会
6月	共同制作	1月	新年会
7月	共同制作	2月	節分会
8月	納涼祭	3月	ひな祭り
9月	敬老会		

毎月、誕生月者の誕生会を実施。

③中落合高齢者在宅サービスセンター

7月	納涼祭	12月	忘年会
8月	ミニコンサート	1月	新年会
9月	敬老会	2月	節分会

毎月、誕生月者の誕生会を実施。

④百人町高齢者在宅サービスセンター

4月	お花見	11月	バスハイク
5月	運動会	12月	忘年会
7月	納涼祭	1月	新年会
9月	敬老会	2月	節分会
10月	バスハイク	3月	ひな祭り

毎月、誕生月者の誕生会を実施。さらに季節に合わせた行事を随時行う。

⑤ 細工町高齢者在宅サービスセンター

4 月	お花見ドライブ	11 月	紅葉ドライブ
6 月	運動会	12 月	忘年会
7 月	納涼祭	1 月	新年会
9 月	敬老会	3 月	茶話会

毎月、誕生月者の誕生会を実施。5、8、10 月に季節に合わせた喫茶を開催。

※感染状況等により、プログラムや行事等については変更の可能性がある。

5 苦情処理

利用者、家族からの苦情について、いつでも受付を行い、対応できるよう窓口として苦情受付担当者と苦情解決責任者を配置するとともに、利用者の権利を擁護し、公平な判断により解決が出来るよう、第三者委員の設置を周知する。

東京都福祉サービス第三者評価に準じたアンケートの実施により利用者、家族からの要望、苦情を受け、サービスの改善に取り組む。

6 安全管理

事故やヒヤリハットの検証を行い、発生する頻度の高い時間帯や場所を確認し、再発防止に努める。また、利用者が安全・快適に利用できるよう、設備や器具・備品の点検、整理整頓により環境整備に努める。

7 防災計画・防災訓練

消防計画に基づいた消防計画の作成を行い、地域との連携を踏まえた形での防災訓練を年に 2 回を実施する。また、災害に備え、備蓄品等の管理を行う。

8 情報公開・個人情報保護

施設だより、ブログ等により施設の活動内容等を家族、ケアマネジャー、関係機関に周知し、情報公開に努める。また、個人情報保護規程や関係法令を遵守し、利用者の個人情報保護の徹底を図るとともに、プライバシーに配慮したサービス提供を実施する。

9 職員研修

職員の資質と技能の向上を目的に、法に定められた研修を職場内で計画的に実施するとともに、職場外研修についても積極的に活用し、施設全体のスキルアップを図る。

10 実習生の受け入れ

大学における教員課程受講者の介護等体験、看護学校の看護実習、社会福祉士・介護

福祉士・ヘルパー資格取得に必要な現場実習等を積極的に受け入れ、福祉人材の育成を行う。

11 ボランティアの参加・協力

社会福祉協議会からの紹介によるイベント開催時における演芸や音楽関係者、プログラムや配膳等の日頃の運営に関わる方や夏休み期間の学生体験学習等を積極的に受け入れる。

12 地域との交流

近隣の保育園との交流会や小・中学生の職場体験等の他、町会や民生委員、ボランティア等との交流を図り、利用者が外部の方と接する機会を作るとともに、地域での施設の認知度向上に努める。

13 業務継続計画の運用

業務継続計画の内容を職員間で共有し、平常時の対応の必要性や緊急時の対応に関わる理解を目的とした研修を年に1回開催する。事業所内の役割分担の確認、非常時のケアの演習についての訓練を年に1回実施する。

14 各種会議と委員会運営

各センターにおいて実施する主な会議は下記のとおりである。

(1) 職員会議

前月の運営状況報告、行事やプログラムの検討、施設長会や各連絡会からの報告、研修報告を行う。また、施設運営について検討、協議決定する。

(2) 担当会議

送迎、入浴、食事、排泄やアクティビティー等の各担当がミーティング等で上がった問題を随時協議し、結果を職員会議等において報告する。

(3) ケース会議

利用者のアセスメントを行い、状態把握と情報共有を図り、効果的な通所介護計画の作成につなげる。

(4) 事故防止委員会

事故報告書やヒヤリハットのデータ分析を定期的に行い、事故の再発防止に取り組む。

(5) 感染症対策委員会

年に2回開催する。研修や訓練の実施、感染症対策や衛生管理及び職場内の環境整備について協議する。研修、訓練も年に1回実施する。

(6) 防災委員会

年に2回開催する。地域と連携した防災訓練の実施、備蓄品、防災マニュアル等について協議する。防災訓練は年に2回実施する。

(7) 食事連絡会

調理委託業者責任者を加え、日頃の食事内容に関する確認、意見交換を行うと共に、食事サービスの質の維持・向上を図る。

(8) 虐待防止検討委員会

年に2回開催する。虐待の発生または再発防止をするための研修の実施や疑われる事案が発生した場合の対応方法等を検討する。研修を年に1回実施する。

居宅介護支援事業所事業計画

1 基本方針

在宅生活での支援が必要となった利用者に対し、本人の意思と人格を尊重しつつ常に利用者の立場に立ち可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、家族や地域、関係機関と連携のもとに、適切な保健医療サービス及び福祉サービスを活用して支援を行う。

2 事業規模

(1) 事業実施施設

百人町高齢者在宅サービスセンター居宅介護支援事業所

(2) 開設時間及び休業日

① 開設時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで

② 休業日：日曜日 年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

なお、携帯電話等により 24 時間連絡が可能な体制をとる。

(3) 職員配置

管理者（主任介護支援専門員）	1 名
主任介護支援専門員	1 名
介護支援専門員	2 名

3 今年度の目標と取組

(1) 経営の安定化

① 安定したケアプラン数（一人当たり 35 件）を保持し、ケアプラン数の目標（月平均 140 件）を達成する。

② 特定事業所加算算定に必要な人員体制（4 人）を維持する。

③ より多くの介護認定調査が受託できる体制を構築する。

(2) 資質、専門性の向上

① 内部研修や会議を定期的実施し、事業所内の円滑な情報共有を図る。

② 法人研修や外部研修を積極的に受講し。法令遵守の取組みを実践する。

③ 東京都介護支援専門員研究協議会や在宅支援の勉強会等に参加し、技能向上に努める。

(3) 地域の関係機関との連携

高齢者総合相談センター開催の地域ケア会議への参加や、ケアマネット新宿での人事交流、地域の居宅支援事業者との事例検討会等を通し、地域関係機関との連携を行う。

(4) 主任介護支援専門員の育成

主任介護支援専門員の受講要件を満たす職員については、取得する為の体制を事業所で作る。

4 管理運営

(1) 個人情報の保護

個人情報保護規程や関係法令を遵守し、利用者の個人情報保護の徹底を図るとともに、プライバシーに配慮した取組を実施する。

(2) 災害時（自然災害・感染症）の事業継続

BCP（事業継続計画）に基づき、自然災害・感染症発生時の初動体制の確認や防災用具の備品など、速やかに事業を継続できる体制を整えとともに、防災委員会、感染症対策委員会を設置し、年1回以上の会議を開催する。

(3) 実習生の受け入れ

介護支援専門員実務研修の受け入れを行い、後進の育成指導に努める。

(4) 虐待・ハラスメント対策

虐待・ハラスメント対策委員会を設置し、組織として虐待・ハラスメント防止対策を図る。

新宿区立かしわヴィレッジ事業計画

1 基本方針

新宿区立かしわヴィレッジでは、母と子の権利擁護と生活の拠点として、家族の再生へと向かう「場」と「時」と「人（支援者）」を提供し、人間関係の再構築の基盤である「人間関係は捨てたものではない」ということを体感することで、すべての利用者が、自分らしさを取り戻す過程を支援していく。

緊急一時保護事業では、緊急に保護を必要とする母子に対して、限られた時間の中でも安心できる「場」と「時」と「人（支援者）」を提供し、関係機関と連携を図りながら、自分らしさを取り戻す過程を支援していく。

施設の運営に当たっては、利用者の権利と尊厳を尊重し、利用者及び地域から信頼される施設を目指す。

2 事業の範囲

(1) 母子生活支援施設（かしわヴィレッジ）

- ① 利用者の子育て支援、生活支援、就労支援、自立支援、その他支援全般
- ② 施設内清潔の保持、整頓その他環境の整備
- ③ 施設及び設備の維持管理

(2) 緊急一時保護事業

- ① 母子保護の実施
- ② 緊急に保護する必要がある母子への自立支援
- ③ 施設内清潔の保持、整頓その他環境の整備

3 入所規模

- (1) 母子生活支援施設（かしわヴィレッジ） 定員 10 世帯（家族）
- (2) 緊急一時保護事業 定員 2 世帯（家族）

4 今年度の目標と取組

利用者満足度の向上を目指し、次の点に重点を置き支援を行っていく。

(1) 育児負担の軽減と子どもの健全育成

乳幼児の育児に不安を抱える世帯や母子再統合、産前産後の支援を必要としている世帯、またDVや虐待等過酷な環境下に置かれた世帯に対し、母と子それぞれの精神的安定が図られるよう子育て支援、生活支援を実施する。

(2) 多様な課題への対応

組織の基盤づくりに注力し、人材育成に重点をおくことで支援力向上を目指し、

養育困難ケースや利用者の持つ特性、障害等、複合的に存在する様々な課題に対応する。

(3) 利用者の不安軽減

退所後も安心した地域生活が送れるよう関係機関と連携し、移行支援を行うとともに、必要に応じて訪問支援等を実施する。

5 事業内容

(1) 母親に対する支援

① 支援目標

利用者自らが描く自立に向けた思いを尊重し、自立への過程を支援するとともに、母と子及び世帯が抱える様々な問題に対し、充実した支援を展開することで「かしわに来てよかった」と感じてもらい、2年を目安に自立できるよう支援を実施する。また、支援を行うにあたっては、利用者とともに課題解決に向けた目標を設定し、自立支援計画を作成する。

② 支援内容

ア 子育て支援、イ 生活支援、ウ 健康面に関する支援、エ 就労支援
オ 資格取得等を希望する母親に対する支援、カ 退所に向けた支援
キ 危機対応

(2) 子どもに対する支援

① 支援目標

愛着形成や信頼関係を基盤とした豊かな人間性を育成し、子ども期の健全な心身の発達の保障と自立支援を実施するとともに、虐待体験やDVを目撃した子どもたちに対し、安心できる場所で大切にされる体験を積み重ねることにより、自己肯定感を取り戻し、子どもの権利の実現を図る。また、支援を行うにあたっては、学齢期以降の子どもたちとは、一人ひとりの意思を尊重した自主性・協調性・責任感・課題解決する力を育てるため、個別のアセスメントシートの結果を踏まえて児童自立支援計画を立てる。

② 支援内容

ア 日常生活支援、イ おやつ提供、ウ 小・中・高校生の学習指導
エ 行事の実施、オ 自己肯定感回復の支援、
カ 特別な配慮が必要な子どもに対する学習指導、SST(ソーシャルスキルトレーニング)
キ 補助保育

(3) 退所世帯に対する支援

退所後の地域生活を支えるために、以下の支援を行う。

① 相談支援

② 子どもに対する補助保育及び病児保育

- ③ 小学生の学童保育
- ④ 子どもに対する学習支援
- ⑤ かしわ塾の実施

6 関係機関との連携

関係機関（学校、保育園、福祉事務所、子ども家庭支援センター、保健センター、児童相談所、病院等）との顔の見える連携を大切にし、協働を深めながら、以下の目的で、ケースカンファレンスを行う。

- (1) 入所前…関係機関と連携し、情報収集に努め、支援方針を共有する。
- (2) 入所中…自立支援計画を策定し、それに基づく支援を実施するうえで、関係機関との情報共有・連携を図る。
- (3) 退所前…地域で自立した生活を営めるよう、関係機関等と入所期間中の支援内容及び退所後の地域の社会資源の活用について調整を図る。
- (4) 退所後…アフターケアとして関係機関とともに地域生活の見守りが必要な世帯に対して、支援方針の確認、情報提供や役割分担を行う。

7 管理・運営

母子生活支援施設の運営にあたり、職員には、適切な「知識」と「技術」を習得する必要がある。支援を行うにあたっては、総合的で包括的な支援が重要となることから、職員の支援力と力量の向上が不可欠である。専門性を向上し「知識」と「技術」を習得して、母と子の自立に向けた生活しやすい環境をつくるため、職員は積極的に研修に参加する必要がある。また、職員の確保と定着を図ることを目的に、職員一人ひとりが「やる気と誇り」を持ち、働くことができる職場づくりを推進するため、職員が現状における自分の経験や資格、スキルなどと将来像を照らし合わせた目標を設定することで、継続的な支援を展開する。

(1) 職員配置

施設長 1 名、母子支援員 2 名、少年指導員兼事務員 1 名、調理員等 1 名
個別対応職員 1 名、嘱託医 1 名

(2) 職員会議

会議名	開催	内容
職員会議	月 1 回	施設の運営、行事など
支援会議	月 1 回	各世帯の支援方針
学童連絡会議	年 6 回	少年指導員の連絡会
母子連絡会議	年 6 回	母子支援員の連絡会
スタッフ会議	必要に応じて開催	スタッフを対象に、事例検討や情報共有を行う。

関係機関会議	適宜開催	
--------	------	--

(3) 利用者懇談会 年6回

和やかな雰囲気の中で、利用者の懇親の場としてや、一人ひとりの意見を聞く場として、母と子と職員が一堂に会する定例会を実施する。

(4) 職員研修

職員が専門職として成長し、支援の質を向上させるため、以下の研修を実施する。

- ① 施設内研修（職員の専門性向上のための研修、スーパーバイズ研修）
- ② 法人研修（事業団主催の研修に参加）
- ③ 外部研修
- ④ スタッフ研修

8 保守・管理

施設の保全・早期修理を徹底することにより、安全な生活を確保する。

- (1) 保守管理業務 …… 業務委託により消防設備点検を年2回実施する。
- (2) 清掃業務 …… 業者委託し施設内を定期的に清掃する。
退所時は速やかに職員による清掃を実施する。
- (3) 保安業務 …… ① 業者委託し、夜間警備を行う。
② 防犯カメラ、防犯センサーの設置。
- (4) 修繕業務 …… ① 業者委託し、利用者の退所時に居室の修繕を行う。
② 建物の維持管理に必要な修繕を行う。

(5) 緊急連絡体制

緊急対応は、「かしわヴィレッジ・のぞみ荘緊急連絡網」により、速やかに区へ報告を行う。また、夜間に対応した場合は、施設長から新宿区宿直室を経由して、子ども家庭課育成支援係長必要に応じて、生活福祉課女性相談主査に連絡・報告を行う。

9 保健衛生

利用者、職員に対し、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に基づき、定期的に健康診断を実施する。また、感染拡大防止のため、職員は出勤時の手洗いの徹底及び状況に応じてマスクを着用するとともに、入口にアルコール除菌液を設置する。更に、事務所、その他共有スペースを定期的に消毒する。

10 個人情報の保護

個人情報保護規程や関係法令を遵守し、利用者の個人情報保護の徹底を図るとともに、プライバシーに配慮した支援を実施する。なお、マスコミ等から施設に係る取材等を受け、その内容が報道される可能性がある場合には、速やかに区に報告する。

11 苦情解決制度の活用

苦情、要望を表明しやすい環境を維持しながら、利用者懇談会等で第三者委員や苦情対応体制について利用者に説明する。また、ヒヤリハット、意見箱、苦情解決制度を活用し、利用者からの苦情、要望を記録することで支援の向上を図る。

12 福祉サービス第三者評価の受審

利用者本位の福祉サービスの実現と質の向上を目的とし、第三者評価を受審する。

13 防災及び安全管理

防災訓練（特別養護老人ホームと合同を含む）を月1回実施するとともに、災害時、緊急時の怪我等に対して迅速に対応するため、東京消防庁が行う「救急救命技能講習会等」へ参加し、全職員が「救命技能認定証」を所持する。

14 実習生・ボランティアの受け入れ

将来の社会福祉現場を担う人材の育成と利用者により多くの人と関わる機会を提供することを目的として、養成校と連携を図り実習生やボランティアを受け入れる。受け入れにあたっては、実習生等から個人情報保護規程を遵守する誓約書及び健康診断関係書類を提出してもらうとともに、利用者のプライバシーには十分配慮した支援を行うよう指導する。

15 緊急一時保護事業

(1) 対象者 条例第20条第1項により緊急に保護する必要がある母子

(2) 保護期間 原則、1か月間の利用とする。

(3) 事業内容

① 母親に対する支援

ア 相談支援、イ 関係機関調整・同行支援、ウ 子育て支援（補完保育）

エ DV被害者への支援、オ 特別な配慮が必要な母親への支援

② 子どもに対する支援

ア 小中高生の学習支援、イ 自己肯定感回復への支援

③ 世帯に対する支援

ア 母と子を生活の単位として、親子を分離することなく家庭再建への過程を支援する。

イ 保護という側面のみに着目するのではなく、家庭が新しい歴史を築いていけるよう支援する。

新宿区高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）事業計画

1 基本方針

「新宿区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（令和6年度～8年度）」に基づき、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域づくりに向けて、地域の保健・医療・福祉・介護サービス、ボランティア活動、地域の支え合いなど、多様な社会資源が連携してネットワークを構築することにより地域包括ケアシステムの更なる推進を目指す。

地域包括ケアを担うコーディネート機関として、地域にある様々な課題への対応を充実させるために、地域ニーズの把握や関係機関とのネットワーク構築、職員の資質向上に努める。また、法人全体で地域共生社会の実現に向けて地域との交流を進めていく。

2 事業規模

(1) 事業実施施設（担当地域）

- ① 柏木高齢者総合相談センター（柏木特別出張所管轄地域）
- ② 角筈高齢者総合相談センター（角筈特別出張所管轄地域）
- ③ 四谷高齢者総合相談センター（四谷特別出張所管轄地域）

(2) 開設時間及び休業日

- ① 開設時間：午前9時から午後5時30分まで
- ② 休業日：日曜日 年末年始（12月29日～1月3日）

なお、携帯電話等により24時間連絡が可能な体制をとる。

3 今年度の目標

- (1) 各地域の課題やニーズを把握し、センターの周知を図り地域特性を活かした地域づくりを進める。
- (2) 様々な相談に対応できるよう職員の支援の質を高める取り組みを行う。

4 事業内容

(1) 総合相談支援業務

高齢者本人及びその家族、関係機関等からの多様な相談を総合的に受け止め、適切な支援につなげるとともに、自宅等への訪問や出張相談などにより、地域から孤立している高齢者や重層的な課題を抱えている世帯の発見に努め早期対応を行う。また、安否確認や行方不明等の問い合わせなどが入った場合は速やかに対応する。

(2) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

複合的な課題を抱えている高齢者に対して、必要な支援を切れ目なく行うことができるようケアマネジャー（介護支援専門員）の継続的な支援を行う。多職種協働による個別ケースの検討や日常生活圏域に共通する課題の検討などを行う地域ケア会議を開催する。

(3) 権利擁護業務

成年後見制度の活用や消費者被害、高齢者虐待の防止など権利擁護を推進するとともに、法テラス東京との協働連携により福祉的な支援だけでなく、法的な課題についても一体的な解決に努める。

(4) 介護予防ケアマネジメント業務

要支援 1・2 の認定を受けた方と基本チェックリストの結果により生活機能の低下が確認された 65 歳以上の方（事業対象者）を対象に、介護予防及び生活支援を目的として、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを実施する。

(5) 家族介護者等支援事業（介護者等への支援）

高齢者の介護者等を対象に「家族介護者講座」を開催するとともに、「自主運営家族会」への運営支援を行う。また、家族介護者等の介護離職防止に向けた相談支援を行う。

(6) 地域ネットワークの構築

高齢者総合相談センターの日々の活動を通して、地域の社会資源やニーズの把握に努め、個別支援に活用するとともに、関係機関との情報交換や情報共有の機会を設け連携を強化する。

(7) 認知症高齢者の相談支援体制の推進

認知症が疑われる高齢者を早期に発見し適切な医療・介護に結び付くよう支援するとともに、関係機関との連携を強化し、認知症高齢者やその介護者への支援の充実を図る。地域の担い手となる認知症サポーターの養成とその地域活動への支援を行う。

(8) 生活支援体制整備事業

地域活動の担い手や関係機関等と連携しながら、多様な世代が主体的に地域の担い手となって支え合い、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを進めていく。

(9) 見守り関連事業

「新宿区情報誌配布事業」において民生委員や配布員から相談があった場合は、安否確認や相談対応を行う。また、地域の見守り関係者による意見交換の場として「高齢者見守り支え合い連絡会」を開催し、見守りネットワークを構築する。この他、情報誌配布事業不明者調査や75歳以上高齢者安否確認調査を行う。

5 管理・運営

(1) 職員研修

職員の専門性の向上を目的に、東京都や区等が主催する外部研修に積極的に参加するとともに、事業所内や三所合同の内部研修を計画的に実施する。

(2) 会議・業務連絡会等

区が開催する連絡会や外部会議等に参加するとともに、主催会議や所内会議を開催し職員の資質の向上に努める。

(3) 各種委員会の運営

事業を円滑かつ適切に執行するため、三所合同による各種委員会を開催するとともに、必要な研修、訓練等を実施し、提供するサービスの質の向上と情報共有を図る。

- ① 虐待防止検討委員会
- ② 感染症予防対策委員会
- ③ 防災委員会
- ④ 研修企画委員会
- ⑤ 新任教育検討委員会

(4) 公正・中立な運営、個人情報保護

高齢者総合相談センターが行う業務について、公益機関として公正・中立に行われているか日々検証を行う。また、個人情報保護規程や関係法令を遵守し、利用者の個人情報保護の徹底を図るとともに、プライバシーに配慮した取組を実施する。

(5) 災害時（自然災害・感染症）の事業継続

BCP（事業継続計画）に基づき、自然災害・感染症発生時の初動体制の確認や備品の備蓄など、速やかに事業を継続できる体制を整えるとともに、防災委員会、感染症対策委員会を設置し、年1回研修、訓練を実施する。

(6) 高齢者虐待防止への取り組み

高齢者虐待防止に関する指針に基づき、虐待の防止及び早期発見に努める。虐待防止検討委員会を設置し、虐待等が発生した場合はその再発を防止するための対策の検討を行い、年1回研修を実施する。

(7) 実習生の受け入れ

区からの依頼に基づき、福祉系・看護系の実習生の受け入れを行う。

新宿区立地域交流館事業計画

1 基本方針

新宿区の高齢者福祉施策（新宿区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画）に沿った事業運営を行い、地域の高齢者福祉に貢献する地域交流館を目指して、地域共生社会実現に向けた地域づくりとして「地域支え合い支援事業」の推進に取り組むとともに、高齢者の交流や仲間づくりを支援し、住み慣れた地域の中でいきいきと過ごして頂く為に、安全・安心な施設づくりに取り組む。また、介護予防の拠点として地域の関係機関と連携し、高齢者の健康づくりを進める。

2 事業規模

(1) 事業実施施設

① 高田馬場地域交流館

〔2階:大広間・談話室・娯楽室・陶芸室・浴室・ロビー 3階:陶芸窯〕

② 下落合地域交流館

〔1階:大広間・ロビー・浴室・2階:大小和室・談話室・ロビー〕

(2) 開所日及び開館時間

① 開館日：年末年始（12月29日～1月3日）を除く毎日

② 開館時間：個人利用：午前：9:00～18:00

団体利用：午前：9:00～12:00、午後：13:00～17:00

夜間：18:00～22:00

③ 風呂利用 日曜日を除く全開館日 12:00～15:00（介助入浴は要予約）

男性利用日：月・水・金曜日

女性利用日：火・木・土曜日

3 今年度の目標と取組

(1) 高田馬場地域交流館

館運営12年目となる令和8年度は、通いの場としての館の周知に努めるとともに、個人・団体、それぞれにとってより一層利用しやすい館づくりを目指す。

① 登録者数の増

個人利用登録者数の目標（800名）を掲げて年度末での達成を目指し、常連の利用者だけでなく、月1回程度の利用者も増やしていけるよう、多種多様な行事の実施と周知を行う。（令和6年度末685名）

② 地域に根差した館運営

地元企業や新宿区NPO活動登録団体、学校法人、新宿未来創造財団など、地元

にゆかりのある企業や団体、法人のイベントを実施するなど、地域性を強めた連携体制を構築していく。

③ 関連施設等との連携強化

建物内の3施設（地域交流館、児童館、保育園）における施設保全や災害対策、多世代交流イベント等の連携をはじめ、区内の指定管理施設や関連施設とも連携したコラボイベントを実施する。また、戸塚高齢者クラブ連合会や諏訪町会、戸塚地区の民生委員など、地域団体等への活動支援を行うとともに、「ささえーる中落合」の高齢者等支援団体とも共同で事業を行う。

④ 新規事業の取組み

事業名	事業名
1 健康麻雀講座 (当館団体の講師との連携イベント)	5 NP0 法人 Inseki Project による「お芝居」 (新宿区 NP0 活動登録団体)
2 ばばん場協力「若手浪曲の会」 (プロの浪曲師・曲師による)	6 お琴の演奏会
3 明治の食育「命を守る水」 (企業による健康講座)	7 「健やかな毎日のためのスキンケア講座」 (花王株式会社)
4 木組み博物館館長イベント (新宿ミニ博物館の1つ・連携イベント)	8 フェザーハートミュージック LIVE (高田馬場の音楽学校講師によるライブ)

(2) 下落合地域交流館

館運営4年目となる令和8年度は、利用者の利便性を更に向上させ、利用率・稼働率増を目指す。また、高齢者自らが地域の担い手として主体的に活躍できる取り組みを行う。

① 健康づくり・フレイル予防事業の充実

高齢者を年齢で一括りにせず、多様な要望に対応できる事業を行う。

② 社会参加といきがい、なかまづくり

【男性シニアボランティアの活用】

昨年度は、モルック、トランプ手品の各講座において、男性シニアによる事業運営があり集客率が向上した。今年度は、音楽演奏グループと連携し、男性の利用率向上を図る。

【多世代交流事業】

中央大学囲碁部や学習院大学落語研究会、落合第四小学校学童クラブなど、世代を超えて交流できる場を提供する。

③ 地域ネットワークの強化

町会や自治会、高齢者クラブ、子育てグループ、青少年育成団体などが行う地域活性化活動に協力するとともに、発災時における福祉避難所運営のため、一次

避難所運営管理協議会の委員として、町会や消防団・特別出張所などの関係機関との連携を深める。

また、落合第一高齢者総合相談センター「定期出張相談」の周知を徹底し、地域の高齢者が活用しやすい取り組みを行うほか、当法人が運営する「ささえーる中落合」の高齢者等支援団体に活動の場を提供し共同で事業を行う。

④ 新規事業の取り組み

事業名	事業名
1 生け花教室 (「ささえーる中落合」の団体との共同事業)	3 なかまとeスポーツでエンジョイ ボウリング
2 落合楽基サロン (中央大学囲碁部、囲碁団体、館の共同開催)	4 リズムダンスでリフレッシュ運動

4 事業実施計画

【各種事業】

(1) 高田馬場地域交流館

	No.	事業名	内容	想定 人数 (/回)	合計 回数 (/年)	人数 合計 (/年)	ボラ 参加	多世代 交流
体 操 ・ 運 動	1	新宿いきいき体操	サポーターによる体操	23	51	1173		
	2	座タップダンス健康法	座ってタップダンス	10	48	480		
	3	シニアバランストレーニング教室	新宿区介護予防教室	10	36	360		
	4	発声の講座	ボイトレ、朗読	10	12	120		
	5	運動系イベント	気功やウォーキング、高齢者スポーツなど	10	4	40		
文 化 ・ 趣 味	6	囲碁開放	囲碁の部屋開放日	5	75	375		
	7	カラオケの会	カラオケ	4	60	240		
	8	映画鑑賞会	映画DVD上映、活弁映画会	7	13	91		
	9	季節の塗り絵	塗り絵カレンダー作成	4	12	48		
	10	お芝居鑑賞会	演劇鑑賞イベント	30	1	30		
	11	陶芸教室	初心者向け陶芸	4	6	24		

	No.	事業名	内容	想定 人数 (/回)	合計 回数 (/年)	人数 合計 (/年)	ボラ 参加	多世代 交流
生涯 学習	12	ひさしぶりのボールペン 習字	講師によるボールペン講 座	12	6	72		
	13	スマートフォン講座	スマートフォン相談会	10	3	30		
	14	健康講座	異なるテーマの健康講座	15	4	60		
	15	その他の講座	成年後見制度、趣味、娯 楽などの講座	10	2	20		
交 流 ・ 地 域 さ さ え あ い	16	麻雀イベント	麻雀	10	114	1140	○	
	17	折り紙ひろば	折紙教室	13	24	312	○	
	18	うたの60分	うたごえ喫茶	25	12	300	○	
	19	演芸鑑賞会	落語・講談・浪曲などの 演芸鑑賞会	30	6	180		○
	20	手工芸	白磁器・クラフト作り等	8	12	96	○	
	21	音楽イベント	琴やデュオ、ジャズ、バ ンドなどのLIVE	20	4	80		○
	22	福祉大会	戸塚高齢者クラブ主催	100	1	100		
	23	自主活動運営委員会連携 事業	地域住民向けイベント	30	1	30		
	24	輪投げ大会	戸塚高齢者クラブ主催	15	1	15		
そ の 他	25	趣味の部屋	館職員によるプチ講座	6	120	720		
	26	活動お披露目会	団体活動の発表会。ス テージ部門と展示部門	60	2	120		
	27	高齢者マッサージサービ ス	新宿区の有料マッサージ 事業	6	18	108		
	28	団体活動体験イベント	団体1日体験	2	12	24		
	29	利用者懇談会	館利用者との懇談会	10	1	10		
	30	4施設合同避難訓練	併設館合同訓練		3	0		
	31	災害対応訓練	避難訓練、防災講座		9	0		

(2) 下落合地域交流館

	No.	名 称	内 容	定員	回数	参加人数
介護 予 防 体 操 ・ 運 動	1	新宿いきいき体操	認定サポーターによる体操	30	36	1080
	2	ヘルスマンテナンスエクササイズ	運動指導員による体操	30	36	1080
	3	すこやか体感体操	運動指導員による体操	25	36	900
	4	太極拳	インストラクターによる講座	10	24	240
	5	健康フラダンス	インストラクターによる講座	15	24	360
	6	モルック	北欧発祥の室内型スポーツ	20	12	240
	7	リズムダンスでリフレッシュ	音楽に合わせて楽しく体を動かす	15	12	180
	8	なかまとeスポーツでエンジョイ	ゲーム機器でボウリングを楽しむ	4	24	96
文 化 ・ 趣 味 活 動	9	生け花教室	ささえーる中落合の団体との共同事業	5	2	10
	10	カレンダーづくり	カレンダー（塗り絵）を作る	10	24	240
	11	機織り倶楽部	小型卓上機織り機を使用し、職員と共に作品を完成させる	5	2	10
	12	折り紙教室	職員による季節の折り紙教室	10	12	120
	13	手工芸	日々の暮らしに役立つ手工芸	10	6	60
	14	映画観賞会	希望を反映した映画を鑑賞する	10	12	120
	15	目白の梅シロップづくり	中庭の梅からシロップを作る会	20	1	20
	16	陶芸入門	陶芸家による入門講座	15	2	30
	17	囲碁入門	職員による初心者向け講座	10	48	480
交 流 ・ 地 域 さ さ え あ い 活 動	18	役に立つハングル講座	職員による韓国語教室	10	3	30
	19	トランプマジック講座	講師から手品の技術を学ぶ	5	12	60
	20	季節の音楽カフェ	楽器演奏とコーラスを楽しむ	40	4	80
	21	ジャズコンサート	ジャズバンドを招き開催する	40	2	80
	22	めじろ寄席	学習院大学落語研究会寄席	40	2	80
	23	三世代交流サロン	子育て支援団体と共同開催	40	2	80
	24	風呂イベント	風呂利用者に柚子湯を提供する	10	4	40
	25	落合楽基サロン	中央大学囲碁部・囲碁団体・館が共同で開催する	20	2	40
	26	ゆうゆう会（自主事業運営委員会）事業	輪投げ大会	40	2	80
	27		うたごえひろば	40	1	40
	28		映画を見る会	40	1	40
	29	合同作品展	団体活動合同発表会	80	2	160
	30		落合第四小学校学童クラブの作品展示と交流会	10	2	20

	No.	名 称	内 容	定員	回数	参加人数
そ の 他	31	広域避難場所への歩行会	桜開花の季節に学習院大学構内を散策する	10	1	10
	32	認知症サポーター養成講座	落合第一高齢者総合相談センター職員による講座	10	1	10
	33	定期出張相談会	落合第一高齢者総合相談センター職員が担当する相談会	2	12	24
	34	利用者懇談会	意見交換会	20	1	20
	35	避難誘導訓練	消防署・消防団・高齢者クラブとの協力で職員が誘導を行う	30	1	30
	36	落合地域防災訓練	特別出張所、町会、地域関係団体、地域住民合同訓練に職員が参加する	3	1	3

【地域との連携事業】

(1) 高田馬場地域交流館

① 町会活動協力

- ア 町会主催の盆踊り大会の稽古場提供
- イ 月1回の町会の会場提供
- ウ 自主活動運営委員会の出席
- エ 児童館「昔遊びイベント」への物品貸出
- オ セタまつりのイベント協力と会場提供

② 新宿区推進事

- ア 新宿いきいき体操、新宿区シニアバランストレーニング教室のサポート
- イ 新宿区有料マッサージサービスのサポート
- ウ みどりのカーテンプロジェクト参加
- エ まちなか避暑地の周知、新宿打ち水大作戦積極参加、美化清掃活動など

(2) 下落合地域交流館

① 町会活動協力

- ア 豆まき
- イ こどもの日
- ウ お化け屋敷

② 新宿区推進事業

- ア まちなか避暑地、有料マッサージサービス、
- イ 春・秋高齢者福祉大会
- ウ 遠隔手話通訳等サービス利用の運用

5 管理・運営

(1) 情報の発信

- ① 館だよりの発行（町会、民生委員、関係機関に配布）
- ② 町会掲示板での館情報の掲示
- ③ 利用者懇談会の開催

(2) 利用者意見、要望、苦情等の処理

職員による日常の聞き取りや意見箱の設置、アンケート調査の実施など、利用者が意見、要望、苦情等を表明しやすい環境づくりを進め、対応は、利用者懇談会や館だよりで報告する。

(3) 個人情報保護の取り組み

管理に関する基本協定及び個人情報保護規程や関係法令を遵守し、利用者の個人情報保護の徹底を図るとともに、プライバシーに配慮した事業を実施する。また、個人情報取扱者は、マニュアルに従い、利用者の個人情報保護に取り組む。

(4) 安全管理

管理に関する基本協定に基づく施設内の設備の保守点検を実施する。また、館内備品等は、日々の巡回による目視点検により利用者が安心して過ごせるよう、環境整備に努める。なお、事故が発生した場合は速やかに関係機関に報告し、対応する。

(5) 防災訓練

避難訓練及び初期消火訓練を年2回実施するとともに、防災訓練を行う中で、避難経路、消防機器の理解を利用者、職員共に高めていく。また、消火設備の点検と使い方を全職員に徹底し、避難経路についても利用者と確認する。

(6) 職員研修

「個人情報保護」や「感染症対策」等の法人内研修等に参加するとともに、外部機関による高齢者の理解に繋がる研修等に参加する。

(7) 館内清掃・衛生管理

職員による施設内の日常清掃や浴室浴槽水質管理を徹底し、快適安全な空間を維持する。また、建物管理に関する保守点検及び専門的な清掃業務（床クリーニング、エアコン管理、高所の窓清掃）、防虫・害虫駆除などは外部に委託し、不備の無いよう努める。

地域交流スペース（ささえーる中落合）事業計画

1 基本方針

「ささえーる 中落合」では、地域で活動する高齢者が増加傾向にあることから、高齢者のいきがいを高めるとともに、地域課題の解消にその力を活かすために、高齢者の自立を支援し、世代に関わらず一人ひとりが役割を持ち、互いに助け合い、支え合う「地域支え合い活動」を支援していく。

2 事業規模

(1) 事業実施施設

地域交流スペース（中落合高齢者在宅サービスセンター内 1 階）

〔活動スペース 1・活動スペース 2・キッチン・休憩スペース〕

(2) 開所日及び利用時間

① 開館日 日曜及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く毎日

② 利用時間 個人利用：午前：9:00～18:00

団体利用：午前：9:00～12:00

午後：13:00～15:00、15:30～17:30

※準備・片付けの時間を含む。

3 今年度の目標と取組

(1) 地域支え合い活動の担い手の育成

地域活動の担い手育成・養成等を目的とした講座を実施し、区民が地域活動に主体的に参画できる環境づくりを進める。

事業名	事業名
① シニア絵本読み聞かせ講座 (東京都健康長寿医療センター研究所委託)	⑨ レクリエーション・遊びと交流講座
② 聴く・書く・伝える《誌面編集》講座 (NPO 法人ヴォイス委託)	⑩ 合唱講座
③ 染に関連する担い手養成講座	⑪ 多世代交流支援親子向け交流講座
④ 薬膳講座	⑫ 防犯・防災講座
⑤ ガーデニング講座	⑬ スマートフォン講座
⑥ 天文講座	⑭ 私が企画する講座《ささえーるフェスタ・コミュニティカフェ 他》
⑦ 生け花講座	⑮ 区民ボランティア活躍講座《ボッチャ 他》
⑧ 麻雀講座	⑯ 学校・企業等による社会貢献活動講座

(2) 介護予防に資する事業

健康な高齢期を迎えることができるよう、身体機能や認知機能の低下抑制を図る講座を開催し、健康づくりを推進する。

① フレイル予防料理講座

② からだ元気体操講座

③ 認知症予防運動《コグニサイズ》講座（はぎやまりハビリデイサービス委託）

(3) 講座修了者へのフォローアップ

地域ささえあい事業に繋がる講座から立ち上がった団体が、社会貢献活動を継続して活動できるよう、修了後のフォローアップを行い、支援する。

(4) 高齢者等支援団体へ効果的な支援

会員が満足して社会貢献活動出きるよう、関係各団体及び町会などへの働きかけを積極的に行うとともに、月1回活動者支援連絡会に参加。区・薬王寺地域ささえあい館・シニア活動館と情報を共有する。

また、年1回利用者懇談会を主催し、利用者の声を事業運営に反映させることを目的として、区および関係団体と意見交換を行い、連携を深める。

(5) 個人休憩スペースの充実

「地域の憩いの場」として有効活用し、安全・安心な利用を目指して利用方法の周知やノート型パソコンの貸出し、テレビ、新聞、囲碁などの常設備品の清掃・消毒に努めるとともに、どなたでも利用できる「まちなか避暑地」を6月～9月末の間に開設し、水分補給や冷房の効いた空間の提供など、熱中症対応にも配慮する。

4 管理・運営

(1) 個人情報の保護

個人情報保護規程や関係法令を遵守し、利用者の個人情報保護の徹底を図るとともに、プライバシーに配慮した支援を実施する。また、個人情報取扱者は、マニュアルに従い、利用者の個人情報保護に取り組む。

(2) 安全管理

施設内の設備、備品等については、日々の巡回による目視点検により、利用者が安心して過ごせるよう、環境整備に努める。事故が発生した場合は速やかに関係機関に報告し、対応する。

(3) 防災訓練

併設施設と協力し、避難訓練及び初期消火訓練を実施する。防災訓練を行う中で、避難経路、消防機器の理解を利用者、職員共に高めていく。

(4) 館内清掃・衛生管理

職員による施設内日常清掃を徹底し、快適安全な空間を維持する。また、専門的な定期清掃、エアコン管理、高所の窓清掃、防虫駆除などは外部に委託する。